



熊本県公報

第13506号
令和8年(2026年)
2月3日(火)
(毎週火・金発行)

目次

告 示

○生活保護法における介護機関の指定	(社会福祉課)	1
○生活保護法における指定介護機関の変更	(〃)	1
○生活保護法における指定介護機関の辞退	(〃)	2
○公有水面埋立免許	(漁港漁場整備課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○令和8年2月熊本県議会定例会の招集	(財政課)	4
○産業廃棄物処理施設の設置許可申請	(循環社会推進課)	4
公 告		
○道路の位置の指定	(建築課)	5
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課)	5
○住宅確保要配慮者居住支援法人の変更認可	(住宅課)	5
登 載 依 頼		
○熊本県公安委員会審査請求手続規則の一部改正	(警察本部総務課)	5
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課)	6

告 示

熊本県告示第102号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)2月3日

熊本県知事 木村 敬

(特定施設入居者生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社陽かりの郷 代表取締役 大久保 諭 菊池郡菊陽町沖野二丁目18番 1号	介護付有料老人ホーム陽かりの郷 菊池郡菊陽町沖野二丁目18番 1号	令和7年(2025年)12月10日

熊本県告示第103号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)2月3日

熊本県知事 木村 敬

(福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社スペースケ	スペースケア熊本営		事業所所在地	令和7年(2025年)12月10日

ア 代表取締役 前島 岳 千葉県船橋市栄町一 丁目21番28号	業所 菊池郡大津町高尾野 9番1	菊池郡大津 町大字室2 077番地 3	菊池郡大津 町高尾野9 番1	2025年) 2月1日
---	------------------------	------------------------------	----------------------	-----------------

(特定福祉用具販売)

事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社スペースケ ア 代表取締役 前島 岳 千葉県船橋市栄町一 丁目21番28号	スペースケア熊本營 業所 菊池郡大津町高尾野 9番1	事業所所在地	菊池郡大津 町大字室2 077番地 3	令和7年 (2025年)) 2月1日

(介護予防福祉用具貸与)

事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社スペースケ ア 代表取締役 前島 岳 千葉県船橋市栄町一 丁目21番28号	スペースケア熊本營 業所 菊池郡大津町高尾野 9番1	事業所所在地	菊池郡大津 町大字室2 077番地 3	令和7年 (2025年)) 2月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社スペースケ ア 代表取締役 前島 岳 千葉県船橋市栄町一 丁目21番28号	スペースケア熊本營 業所 菊池郡大津町高尾野 9番1	事業所所在地	菊池郡大津 町大字室2 077番地 3	令和7年 (2025年)) 2月1日

(通所介護)

事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社ケアシステム・ピュア 代表取締役 谷崎 紫穂 玉名郡南関町大字相 谷1791番地3	谷崎デイサービスセ ンター 玉名郡南関町大字相 谷1791番地3	事業所所在地	玉名郡南関 町大字相谷 1816番 地1	令和2年 (2020年)) 12月1 2日

(訪問看護)

事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社湯の郷 代表取締役社長 上 野 貴美 玉名市天水町小天9 278-1	訪問看護ステーショ ン湯の郷てんすい 玉名市高瀬223- 3 グッドシーズン 高瀬3階	事業所所在地	玉名市天水 町小天92 78-1	令和7年 (2025年)) 9月1日

51条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年(2026年)2月3日

熊本県知事 木村 敬

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	辞退年月日
株式会社和音 代表取締役 山下 理恵 八代市出町4号18番地	訪問看護ステーション和音 八代市出町4号18番地	令和7年(2025年)9月30日

熊本県告示第105号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

令和8年(2026年)2月3日

熊本県知事 木村 敬

1 免許年月日

令和8年(2026年)1月26日

2 免許を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 赤瀬漁港管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 木村敬

3 埋立区域

(1) 位置

宇土市赤瀬町字山ノ神196番2地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑩の地点を順次に直線で結んだ線及び⑪の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位（DL+4.39メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 起点 四等三角点御輿来（北緯32度39分47.8165秒、東経130度31分24.0971秒の地点）から240度34分48秒57.2259メートルの地点

②の地点 ①の地点から 317度10分59秒 6.999メートルの地点

③の地点 ②の地点から 317度05分11秒 10.000メートルの地点

④の地点 ③の地点から 317度25分48秒 5.000メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 317度05分11秒 5.000メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 317度12分03秒 10.000メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 317度08分37秒 30.000メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 317度15分30秒 10.000メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 316度54分52秒 10.000メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 317度05分11秒 8.000メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 227度05分11秒 12.100メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 137度05分11秒 18.500メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 47度05分11秒 1.000メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 137度05分11秒 2.500メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 227度05分11秒 1.000メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 137度05分11秒 27.499メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から 47度05分11秒 1.001メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 137度05分11秒 2.500メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から 227度05分11秒 1.000メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から 137度05分11秒 41.823メートルの地点

(3) 面積

1,132.90平方メートル

4 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位置

宇土市赤瀬町字山ノ神196番12、196番6及び196番2地先公有水面

(2) 区域

次の(A)の地点から(D)の地点を順次に直線で結んだ線及び(D)の地点と(A)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

(A)の地点 起点 四等三角点御輿来（北緯32度39分47.8165秒、東経130度31分24.0971秒の地点）から235度02分02秒511.666メートルの地点

(B) の地点	(A) の地点から ルの地点	317度10分24秒	294.647メート
(C) の地点	(B) の地点から ルの地点	227度05分15秒	179.162メート
(D) の地点	(C) の地点から ルの地点	137度05分15秒	247.510メート
(3) 面積			48,512.28 平方メートル
5 埋立地の用途	漁港施設用地		

熊本県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和8年（2026年）2月3日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
初神川2	相良村四浦西	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
初神川3	相良村四浦西	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

（別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第107号

令和8年（2026年）2月17日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
令和8年（2026年）2月3日

熊本県知事 木村 敬

熊本県告示第108号

産業廃棄物処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の許可の申請があつたので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を1か月間縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定により縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和8年（2026年）2月3日

熊本県知事 木村 敬

- 1 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
熊本県八代市二見赤松町1541番地

株式会社熊産

代表取締役 永田 智彦

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

熊本県八代市二見赤松町字流合1541番地 外26筆

- 3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに該当するもの

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。廃石膏ボード、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。）

- 5 申請年月日

令和7年（2025年）10月27日

- 6 申請書の縦覧場所

熊本県八代保健所衛生環境課

熊本県水俣保健所衛生環境課

公 告

熊本県公告第70号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和8年（2026年）2月3日

熊本県知事 木村 敬

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 建築者の住所 | 熊本市中央区水前寺公園28番23号 |
| 2 | 建築者の氏名 | 株式会社ニック |
| 3 | 道路の位置 | 山鹿市鹿校通四丁目540番1、同540番2の一部及び同540番19 |
| 4 | 道路の幅員 | 4.00メートルから5.21メートルまで |
| 5 | 道路の延長 | 46.65メートル |
| 6 | 指定年月日 | 令和8年（2026年）1月20日 |
| 7 | 指定番号 | 熊本県指令北景建第235号 |

熊本県公告第71号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年（2026年）2月3日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏名	住所
退任 理事	金山 武史	熊本市東区新南部四丁目1番37-201号
就任 理事	野島 昌浩	熊本市中央区薬園町12番5号L.S.薬園102

熊本県公告第72号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務に係る変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）2月3日

熊本県知事 木村 敬

- | | |
|---|---|
| 1 | 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
特定非営利活動法人自立応援団 |
| 2 | 変更する事項
(1) 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
(変更前) 特定非営利活動法人自立応援団チャレンジライフ
(変更後) 特定非営利活動法人自立応援団
(2) 実施する支援業務
(変更前) 法第62条第二号、第三号及び第六号
(変更後) 法第62条第二号、第三号、第五号及び第六号 |
| 3 | 変更年月日
認可日以降 |

登載依頼

熊本県公安委員会規則第1号

熊本県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月3日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

熊本県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

熊本県公安委員会審査請求手続規則（平成28年熊本県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」の後に「・第29条」を加える。

第28条の見出し中「審理官」を「審理経過調書の作成等」に改め、同条中「第3条、第10条第2項、第12条から第25条まで及び第27条」を「第3条第5項」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

(個人情報の保護に関する法律に係る審査請求に関する読み替え)
第29条 個人情報の保護に関する法律第106条第1項に規定する審査請求についての規定の適用については、第5条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第2項」と、第6条第1項及び第2項、第10条第2項、第11条から第16条まで、第17条第1項、第18条、第19条、第20条第1項から第3項まで、第21条、第22条、第23条第1項及び第2項、第24条並びに第25条中「法第9条第3項」とあるのは「個人情報の保護に関する法律第106条第2項」とする。

別記様式第3号中「行政不服審査法第9条第3項」を「[行政不服審査法第9条第3項
個人情報の保護に関する法律
第106条第2項]」に、「同法」を「行政不服審査法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年2月3日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程(昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第2」を「前」に改める。

第7条の2第1項中「、第11項」を削る。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第8条の3第1項中「、第11項」を削る。

第11条第7項中「第6」を「前」に改める。

第14条第4項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第14条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前」を「第1」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護時間の単位は、30分とする。

第14条の2の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第14条の3 任命権者は、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下、「育児休業条例」という。)第32条の措置を講じるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、対象職員の子が1歳1ヶ月に達する日の翌々日から2歳1ヶ月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第14条の4 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなけれ

ばならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第16条第2項中「育児休業法及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第21条第2項中「平成26年熊本県条例第2号」を「平成26年熊本県条例第50号」に改める。

第23条第3項中「6日」を「1週間」に改める。

別表第4の16中「15歳に達する日の属する年度の3月31日までの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病的予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合」を「15歳に達する日の属する年度の3月31日までの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病的予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典へ参加することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合」に改める。

別表第4の28中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

別表第4の29中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。